

本市では、2019(平成 31)年3月に「松阪市立地適正化計画」を策定し、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりに取り組んできた。

近年、各地で台風や大雨による災害が頻発していることを踏まえ、2020(令和 2)年 6月に都市再生特別措置法が改正され、安全なまちづくりの推進を図るための「防災指針」の作成が求められるようになった。

そこで、今回、期間満了を迎える都市計画マスタープランの改定とあわせて、「防災指針」の追加を含めた本計画の見直しを行う。

立地適正化計画制度の変遷

時 期	変更事項	概 要
2014 (平成 26)年 8月	立地適正化計画制度 の創設	都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画 制度を創設
2018 (平成 30)年 7月	都市のスポンジ化 対策関連制度の創設	都市再生特別措置法の改正により、都市のスポンジ 化対策として以下の制度を創設 ・低未利用土地権利設定等促進計画 ・立地誘導促進施設協定 ・誘導施設の休廃止届出
2020 (令和 2)年 9月	防災指針の創設	都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画 に定める事項として防災指針を追加
2021 (令和 3)年 10月	居住誘導区域から 災害レッドゾーンを 原則除外	都市再生特別措置法の改正により、災害レッドゾーン については原則として居住誘導区域から除外

資料:国土交通省「立地適正化計画の手引き(2025(令和 7)年 4 月改訂)」

2 立地適正化計画制度の概要

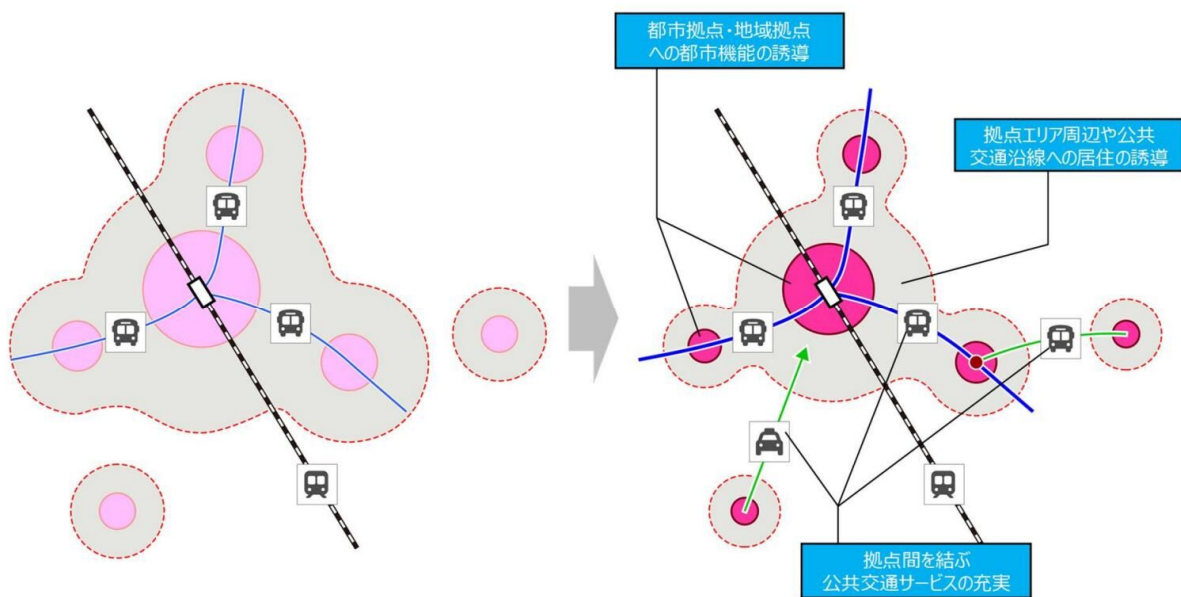
地方都市では拡散した市街地での急激な人口減少、少子高齢化の進行が見込まれる中で、健康で快適な生活や持続可能な都市経営の確保が重要な課題となっている。

そのため、都市全体の構造を見渡しなが、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じることにより、コンパクトなまちづくりを推進することが必要となっている。

これらの課題に対応するため、都市再生特別措置法が2014(平成26)年8月に改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設された。

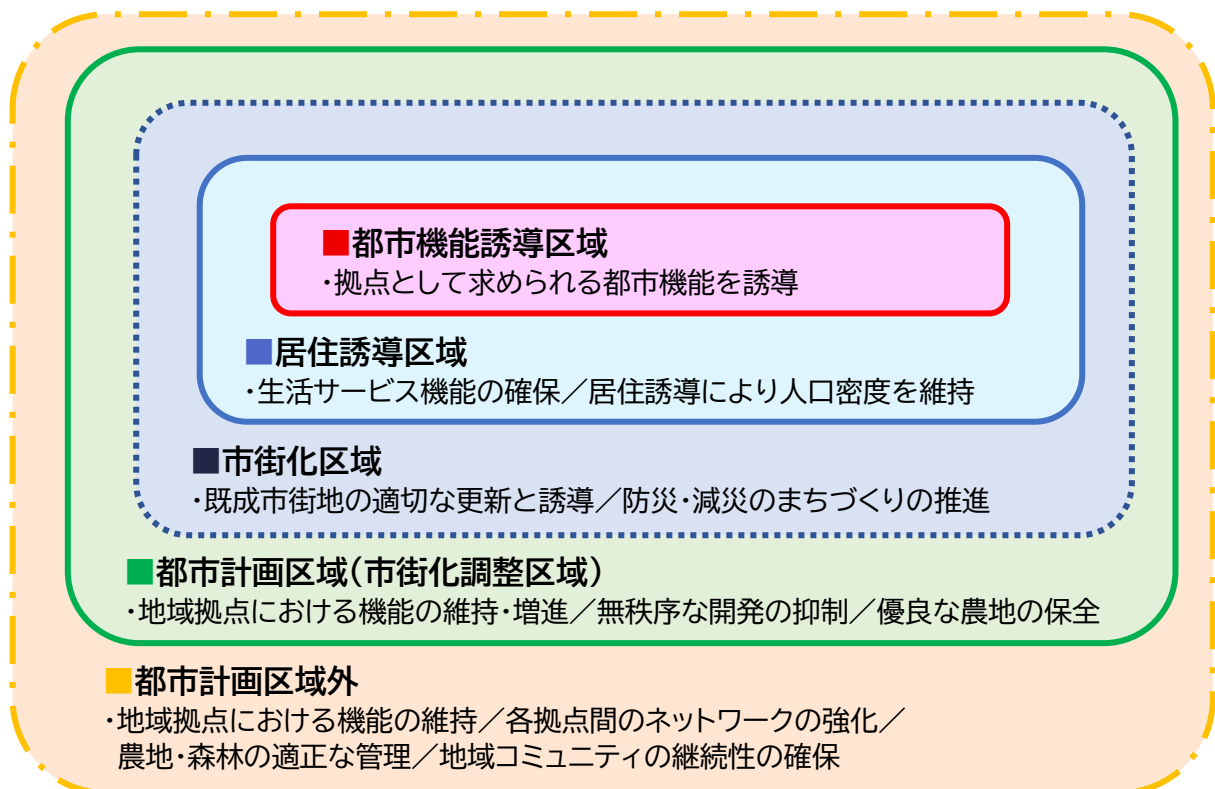
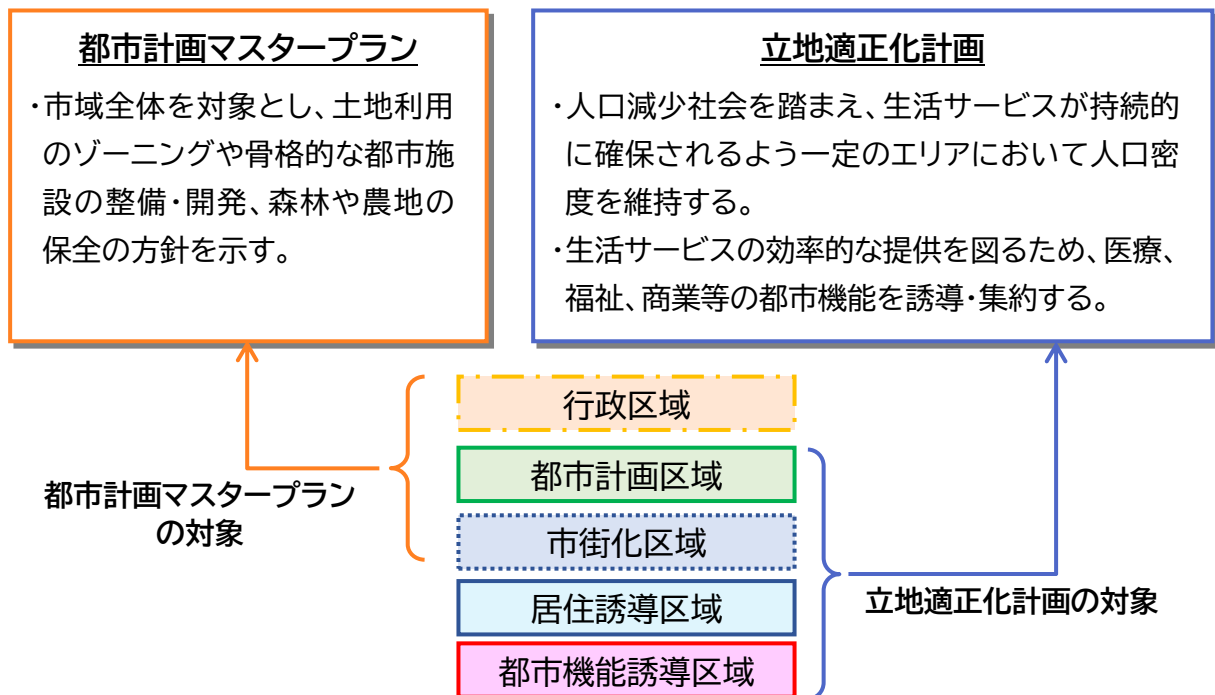
立地適正化計画は、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方にに基づき、公共交通のネットワーク形成とあわせて、居住機能や医療、商業等の様々な都市機能を誘導することにより、持続可能な都市の実現を図る計画である。

- 都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成(市町村都市マスタープランの「高度化版」)
- 民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり(多極ネットワーク型コンパクトシティ)



資料:国土交通省「立地適正化計画の手引き(R7.4改訂)」
コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ

3 松阪市都市計画マスタープランとの関係



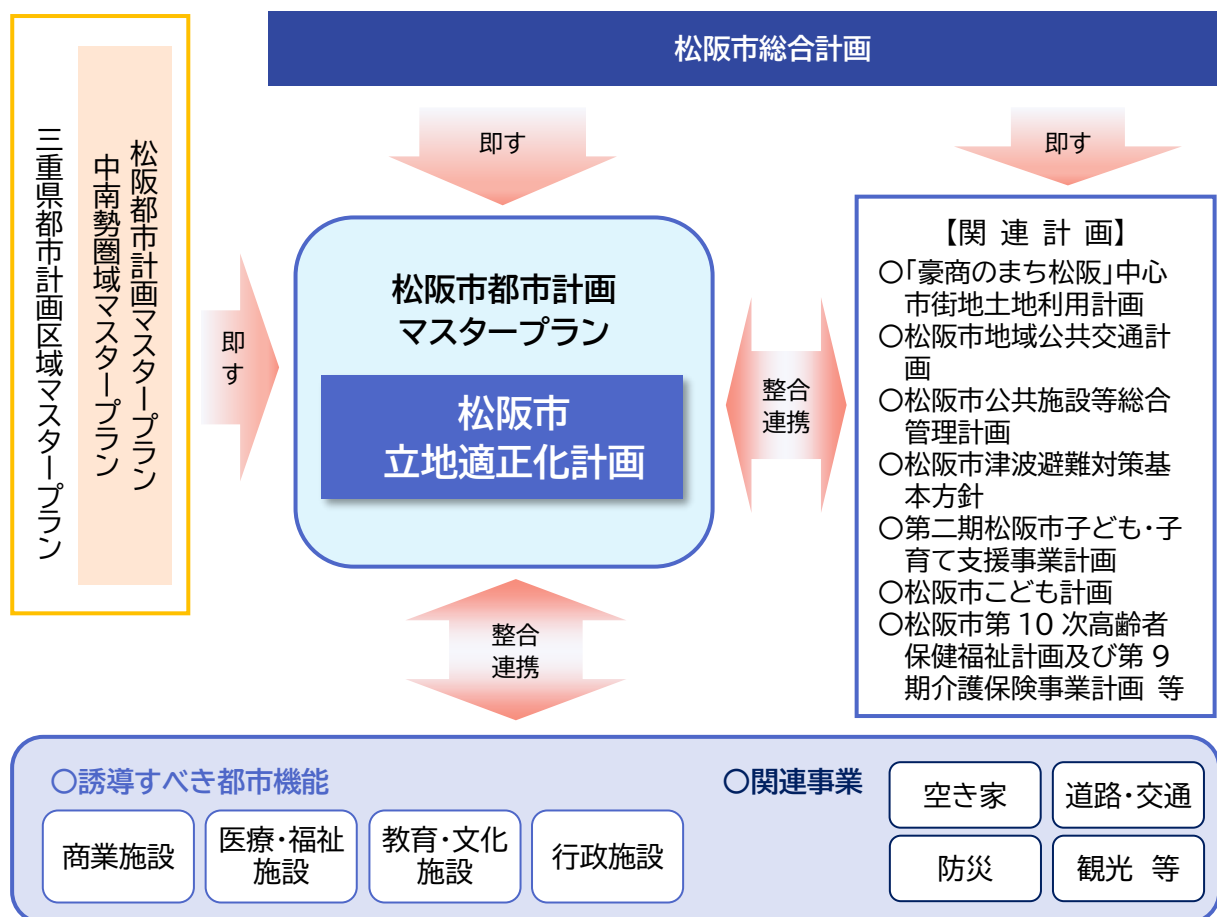
4 松阪市立地適正化計画の内容

(1) 計画の位置づけ

本計画は、都市計画におけるコンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた取組を策定するもので、都市計画法に基づく松阪市都市計画マスタープランの一部と見なされる。

人口減少等の社会情勢の変化に対応した、持続可能な都市経営を可能とするため、居住の誘導や都市機能(医療・福祉、商業等)の誘導、公共交通の充実に係る施策等を定める計画である。

それら施策を実施することで、居住を誘導する区域の魅力が向上し、都市機能を誘導する区域における地域経済の活性化、地域公共交通の継続が期待され、市民が快適に住み続けることができる持続可能なまちの形成を図る。



○誘導すべき都市機能

商業施設

医療・福祉施設

教育・文化施設

行政施設

○関連事業

空き家

道路・交通

防災

観光 等

立地適正化計画の位置づけ

(2) 計画の対象区域と目標年次

- ・本計画は都市計画区域を対象とする。(都市再生特別措置法第81条第1項)
- ・目標年次は、概ね20年後の将来を見据え、2045(令和27)年とする。